

交渉結果説明書

件名	2024年賃金確定等要求書	
提案日	2024年10月23日	
提案の概要	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定について 	
交渉日	労使の別	主張の要旨
R6.11.6 R6.11.11 R6.12.13 R6.12.25	当局側	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給及び若年層に重点を置いた給料表の引上げ及び民間の支給割合に見合うよう期末・勤勉手当を合わせて0.1月分（再任用職員については0.05月分）引上げのため、令和6年流山市議会第4回定例会に流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を上程したい。 地域手当の支給割合を令和7年4月1日から7.5%とする。
	職員団体側	<ul style="list-style-type: none"> 職員の生活を守るため月例給の水準を引き上げること。千葉県人事委員会勧告の改定率（1級9.6%、2級7.1%、3級3.4%、4級1.3%、5、6級1.1%、7級1.2%、8級1.1%）を最低ラインに引き上げること。 職員の生活を守るため、一時金の支給月数（期末手当0.05月、勤勉手当0.05月）を引き上げること。また、引上げ分を上位成績区分に配分しないこと。

		<ul style="list-style-type: none"> ・再任用職員の一時金を引き上げること。 週5日勤務の職員については、常勤職員と同じ月数、短時間再任用職員については案分とすること。 ・これまでの労使による積み上げを考慮し、県人事委員会勧告をもとに、2025年4月より、県と同様の9.2%とすること。
--	--	---

交渉結果（合意内容）

1 流山市一般職職員の給与改定について

- (1) 令和6年人事院及び千葉県人事委員会の勧告を受け、令和6年4月1日から給料表を改定（給料月額平均3.89%引上げ）するため、令和6年第4回定例会に流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を上程する。可決後は、年度内に差額支給をする。
- (2) 令和6年12月期の期末・勤勉手当の支給月数を2.25月から2.35月に引き上げ、年度内に差額支給をする（年間期末・勤勉手当支給月数は4.5月から4.6月）。また、令和7年度以降の6月期、12月期の期末・勤勉手当の支給月数が均等になるよう、それぞれ2.3月とする。
- (3) 再任用職員については、令和6年12月期の期末・勤勉手当の支給月数を1.175月から1.225月に引き上げ、年度内に差額支給をする（年間期末・勤勉手当支給月数は2.35月から2.4月）。また、令和7年度以降の6月期、12月期の期末・勤勉手当の支給月数が均等になるよう、それぞれ1.2月とする。
- (4) 地域手当の支給割合を7.5%とするため、令和7年第1回定例会に流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を上程する。